⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入の累計は、609,908千円であります。

⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資ではなく譲与としたことによるものは、317,617千円であります。

⑷　国からの承継時において附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資ではなく譲与としたことによるものは、254,727千円であります。

利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するものの合計額は、2,790,365千円であります。

5．金融商品に関する事項

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については国債、地方債、政府保証債、預金に限定し、資金調達については国立大学財務・経営センターからの借入に限定しております。

資金運用にあたっては、国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、預金のみを保有しており株式等は保有しておりません。

また、未収附属病院収入は、本学会計規定に沿ってリスク管理をしております。

国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入を実施しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（※１）	時価（※１）	差額（※１）
①　現金及び預金	2,969,832	2,969,832	―
②　有価証券	1,200,000	1,200,000	―
③　未収附属病院収入	3,288,491		
徴収不能引当金（※２）	△　105,240		
	3,183,250	3,183,250	―
④　国立大学財務・経営センター債務負担金	(2,495,829)	(2,650,690)	(154,860)
⑤　長期借入金	(16,393,684)	(17,731,152)	(1,337,468)
⑥　未払金	(2,316,587)	(2,316,587)	―

（※１）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（※２）　未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除しております。

（注１）　金融商品の算定方法

①　現金及び預金、③　未収附属病院収入

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、未収附属病院収入のうち貸倒懸念債権については、担保又は保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

②　有価証券

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④　国立大学財務・経営センター負担金、⑤　長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しております。

⑥　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

6．退職給付に係る注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、財源が運営費交付金以外で措置される教職員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

なお、運営費交付金で財源措置される教職員の退職一時金については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

⑵　確定給付制度

①　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	354,494千円
会計方針の変更に伴う累積的影響額	16,819千円
会計方針の変更を反映した期首残高	371,314千円
勤務費用	102,084千円
利息費用	3,186千円
数理計算上の差異の当期発生額	27,116千円
退職給付の支払額	△　17,436千円
期末における退職給付債務	486,264千円

②　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	486,264千円
退職給付引当金	486,264千円

③　退職給付に関連する損益

勤務費用	102,084千円
利息費用	3,186千円
数理計算上の差異の当期費用処理額	27,116千円
合計	132,386千円

④　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

割引率　0.41％

7．賃貸等不動産関係

当法人は秋田県において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8．資産除去債務関係

ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく焼却炉のダイオキシン除去義務、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく放射線同位元素等を使用している建物の放射線の除去義務であります。

使用見込期間は34年から49年と見積り、割引率は2.2％を使用して計算しております。

期首残高	10,128千円
時の経過による調整額	112千円
期末残高	10,240千円